

【最近の動き】

1. 第五回知的財産保護官民合同訪中代表団

第五回知的財産保護官民合同訪中代表団（ハイレベルミッション）は、日中両国のイノベーションの促進、経済発展に極めて重要な課題である知的財産保護問題について、国家知識産権局、商務部など11の中央政府機関との意見交換を行うため、宗国旨英国際知的財産保護フォーラム座長（本田技研工業（株）元会長）を団長、林康夫同フォーラム副座長（ジェットロ理事長）を筆頭副団長とし、9月16日から20日にかけて北京を訪問しました。

このハイレベルミッションは、日本国産業界における業種横断的取組である国際知的財産保護フォーラム（IIPPF: International Intellectual Property Protection Forum）と日本国政府とが連携し、知的財産保護に関係する中国政府機関に対して、「協力」と「要請」をテーマに執行能力の強化に資する協力のあり方について意見交換を行うとともに、制度面・運用面での改善を要請しています。

今回、宗国団長より中国側に対して、知財保護がイノベーションをさらに加速させるために非常に重要であるということが伝えられました。これは、（1）日中のみならず全ての国や企業が共通のルールの下でオープンな競争をすることにより、技術進歩ができる、そして（2）企業は透明性の確保がなされれば、安心して一層の投資ができ、中国側にとってもさらなる発展につながり、その結果ブランドを守り抜く努力を続けるという観点に基づくものです。

また、中国側には、（1）特許審査官に対する技術説明会の開催、（2）地方取締官向けセミナーの開催、（3）知的財産権侵害通報センターへの協力などの協力事項を提案する一方で、（1）類似商標権侵害行為の刑事罰化、（2）手口巧妙化の対策強化、（3）地方保護主義対策、（4）形態模倣規制などの要請を行いました。

今回のハイレベルミッションの成果としては、大きく以下の3点がありました。まず、1点目は、中国政府自らが、知的財産権保護が自国の発展にとって重要であることを認識し、法整備に対する積極的な姿勢が確認できたことです。次に2点目は、従来から指摘してきた地方保護主義問題を是正するため、地方と中央の連携を強化することの重要性を中国政府が十分に認識し、具体的な対応を取るようになったことです。そして3点目は、より一層の法執行の強化のため、これまで実施してきた日中間の協力事業を一層拡大していくことが合意されたことです。

=====  
【知的財産権部からのお知らせ】

1. JETRO 北京知的財産権部のホームページに、下記規定の日本語訳を追加掲載いたしましたのでご利用ください。

<法律>

中華人民共和国独占禁止法

[http://www.jetro-pkip.org/upload\\_file/2007091177645905.pdf](http://www.jetro-pkip.org/upload_file/2007091177645905.pdf)

<部門規定>

工商行政管理機関行政処罰手続きの規定（工商総局）

[http://www.jetro-pkip.org/upload\\_file/2007092936742581.pdf](http://www.jetro-pkip.org/upload_file/2007092936742581.pdf)

工商行政管理機関行政処罰事案の公聴規則（工商総局）

[http://www.jetro-pkip.org/upload\\_file/2007092936785001.pdf](http://www.jetro-pkip.org/upload_file/2007092936785001.pdf)

傍名牌の不正競争行為を打撃する特別法執行行動の展開に関する通知（工商総局）

[http://www.jetro-pkip.org/upload\\_file/2007092259835377.pdf](http://www.jetro-pkip.org/upload_file/2007092259835377.pdf)

国家工商行政管理総局内部機構の職能配置及び人員編成規定（工商総局&middot;2001年）

[http://www.jetro-pkip.org/upload\\_file/2007081034900593.pdf](http://www.jetro-pkip.org/upload_file/2007081034900593.pdf)

=====

【最新ニュース・クリッピング】

○法律・法規等

1. 中国版独禁法、3種類の独占行為を規定（新華網 8月30日）
2. 特許法の実施細則、改正めぐるテーマ研究で中期検証会（国家知識産権網 9月5日）
3. 知財権のライセンス使用権、売掛金へ計上可能に（国家知識産権網 9月12日）
4. 「上場会社監督管理条例」案、一般からの意見募集（国家知識産権網 9月10日）
5. 「非物質文化遺産保護法」、来年にも立法作業へ（新華網 9月19日）

○中央政府の動き

1. 中国の消費者に愛される商標 28日から投票活動（新華網 8月29日）
2. 温家宝総理：知財保護は中国の発展に必要（新華社 8月28日）
3. 呉副総理：医薬分野の知的財産権の保護強化を（新華社 9月6日）
4. 工商総局、「傍名牌」の特別取り締まりキャンペーンを展開（北京青年報 9月5日）
5. SIPO、特許交流ステーション73カ所設置（新華網 9月4日）
6. 商務部：海外における中国企業の知財権保護へ、制度整備へ（第一財經日報 9月11日）
7. 中国、知的財産権訴訟に備えた資金備蓄を検討（普法網 9月9日）
8. 発改委：植物新品種の保護めぐる費用、大幅引き下げ（新浪網 9月5日）
9. 国家工商総局、馳名商標197件を新認定（北京日報 9月19日）
10. 国家知財局長、IIPPFの代表団一行と会見（国家知識産権局 9月18日）
11. 中小企業の発展支援 知財保護の体制も整備へ（国家知識産権局 9月17日）

○地方政府の動き

1. 「馳名商標」の認定、安徽の裁判所が初の取り消し命令（中国工商報 8月14日）
2. 知財侵害摘発案件が3倍増 深セン税関（法制網 9月6日）
3. 広東の知財・警察当局、知財をめぐる詐欺案件で初の合同調査（国知網 9月3日）
4. 北京 国際著作権交易センターが成立（新京報 9月12日）

5. 広東省の知財訴訟、受理件数は3年連続で全国最多（羊城晚報 9月19日）
6. 特許等の出願に資金援助制度 天津市が制定へ（人民網 9月19日）

#### ○司法関連の動き

1. マイクロソフト、海賊版の使用で青島の企業を起訴（半島網 9月8日）
2. 裁判所、司法による知財保護を保護強化へ（国家知識産権局 9月20日）

#### ○統計関連

1. 中国のIT分野の特許出願急増 年23.67%増（国家知識産権網 8月30日）
2. 情報産業部、IT分野の07年特許情勢分析を発表（北方網 9月6日）
3. 質検総局、07年のブランドリスト発表 該当856製品（新華網 9月13日）
4. 中国の情報技術特許、年平均23.67%増へ（商務部 9月20日）

#### ○その他知財関連

1. 中国の展示会組織、国外コンベンション会社とIP保護協定（知識産権報 8月29日）
2. 世界の知財界で影響力ある50人、呉副総理ら選ばれる（国家知識産権網 8月29日）
3. 中国税関の知財保護成果、世界税関機関が表彰（新華社 9月5日）
4. 中国欧州連合商工会議所、知財問題への注目訴え提案書（国家知識産権網 9月13日）
5. 中韓提携の著作権貿易保護提携システムがスタート（人民網 9月19日）

---

### ●ニュース本文

#### ○法律・法規等

##### ★★★1. 中国版独禁法、3種類の独占行為を規定★★★

第10期全国人民代表大会常務委員会第29回会議が30日に閉幕し、「独占禁止法」を可決した。

全国人民代表大会常務委員会の呉邦国委員長によると、「独占禁止法」は、中国の国情と実情を出発点とする姿勢が貫かれ、海外の独占禁止法の先例を注意深く研究した末に完成したという。同法の誕生により、社会主義市場経済に符合し、中国経済社会の発展段階に見合う形で独占状態を予防・阻止し、公平競争を保護・促進する法律制度が確立された。

同法は▽事業者による独占を目的とする協定▽事業者の市場における支配的地位の乱用▽競争効果を排除や制限をもたらす、またはもたらしうる事業者の集中——を独占行為と定めている。

法律規定によれば、独占を目的とする協定とは、競争の排除や制限をもたらす協定、決定またはその他の協同行為を指す。

市場の支配的地位とは、事業者が市場において商品価格や数量、その他の取引条件を支配できる能力を備えているか、または他の事業者による市場参入を妨げたり、影響を及ぼしたりする能力を備えている状態を指す。

事業者の集中とは▽事業者の合併▽事業者が株式や資産の取得を通じて他の事業者への支配権を掌握すること▽事業者が契約などの形で他の事業者に対する支配権を掌握したり、または他の経営者に決定的な影響を与えたりすること——を指す。

世界的に見れば、独占禁止法は通常▽独占のための協定の禁止▽市場における支配的地位の乱用禁止▽事業者の集中の抑制——の三つの内容が柱となっており、中国も「独占禁

止法」制定に当たっては、国外の状況を参考にしている。

(新華網 2007年8月30日)

### ★★★2. 特許法の実施細則、改正めぐるテーマ研究で中期検証会★★★

「専利法」実施細則の改正をめぐるテーマ活動の進展状況を知るため、国家知識産権局条法司はこのほど、「専利法実施細則改正テーマ研究プロジェクト管理方法」に基づき、北京で中期検証会を開いた。

今回の改正作業については、事前研究の段階で16のテーマが設けられた。このうち▽初歩審査制度の整備と改善▽実体審査制度の整備と改善▽再審と無効宣告制度の整備と改善▽電子出願制度の整備▽専利の費用徴収項目およびその手順の改善▽権利回復の条件、手順および効力▽検索報告書制度の整備▽遺伝資源およびその由来の開示制度▽意匠制度の整備▽特許協力条約(PCT)規定との調整▽外国出願の審査承認と専利審査に関する秘密保持制度の改善▽専利情報の公開とその利用——など審査作業と密接にかかわる12テーマは国家知識産権局の関連部門が担当する。社会各界に幅広い影響をもたらさうる▽主に国家財政資金が支援する科学研究プロジェクトにより完成した発明・創造の権利帰属と普及応用▽職務発明・創造の奨励と報酬制度▽強制許可制度の整備▽専利の行政法執行制度の改善——の4テーマは、入札募集方式により、2組ないし3組のチームが同時に研究を展開する。

中期検証会では、まず各チーム代表がテーマ研究の進展状況、成果(主に現行実施細則をめぐる問題、国外立法活動や実際の手法、初歩的な解決プラン)や今後の作業計画について簡単に説明した。続いて、条法司幹部が研究報告や細則改正提案の起草の参考のため、報告内容について大まかに論評した。(国家知識産権網 2007年9月5日)

### ★★★3. 知財権のライセンス使用権、売掛金へ計上可能に★★★

中国人民銀行(中央銀行)はこのほど、「売掛金抵当登記方法」を制定し、社会全般に対して意見募集を行っている。同規定は、知的財産権のライセンス使用権を売掛金に計上し、債権とできることを明文化している。

売掛金とは、権利人が一定の貨物、サービス、施設の提供により得る、義務者に支払いを請求できる権利を指す。これには既存または発生が見込まれる金銭債権や収益が含まれるが、手形あるいはその他有価証券に伴う支払請求権は含まない。

同規定によれば、売掛金には▽販売に伴う債権：販売する貨物や供給する水、電力、ガス、給熱、知的財産権のライセンス使用権などを含む▽リースに伴う債権：動産および不動産を含む▽サービスに伴う債権▽道路、橋梁、トンネル、渡し場などの不動産の料金徴収権▽融資またはその他与信行為に伴う債権——が含まれる。

中国人民銀行によれば、同規定は07年10月1日から施行されることを予定している。(国家知識産権網 2007年9月12日)

### ★★★4. 「上場会社監督管理条例」案、一般からの意見募集★★★

國務院法制弁公室はこのほど、「上場会社監督管理条例」草案の意見募集稿を発表し、一般からの意見募集を開始した。

条例案は10章・106条からなり、中国の上場企業の監督をめぐる大きな問題について、具体的な規定を設けている。

また、上場会社の生産企業について、合法的な商標、特許、非特許技術の所有権またはライセンス等を取得するよう規定している。

条例のうち特許等に関する条項は第 33 条である。同条項は上場企業の資産の要件として、独立的かつ完全で、権利帰属が明確であることを求めている。  
(国家知識産権網 2007 年 9 月 10 日)

#### ★★★5. 「非物質文化遺産保護法」、来年にも立法作業へ★★★

無形文化財の保護に関する「非物質文化遺産保護法」が来年にも、全国人民代表大会(全人代)での立法作業に入る可能性が高まっている。

國務院法制弁公室と文化部は今年 7 月、雲南、福建の両省を訪れ、立法作業のための調査研究活動を行った。文化部の周和平副部長が 19 日、安徽省黄山市で開かれた「全国非物質文化遺産保護作業会」で明らかにした。

中国では現在、すでに雲南、貴州、広西、福建、江蘇、浙江、寧夏の計 7 つの省・自治区でそれぞれ「非物質文化遺産保護条例」が定められている。地方での立法活動や保護活動が効果的に進んだことで、国レベルの関連立法のプロセスが後押しされた形だ。(新華網 2007 年 9 月 19 日)

#### ○中央政府の動き

##### ★★★1. 中国の消費者に愛される商標 28 日から投票活動★★★

「2007 年中国商標祭」の活動の一環として 28 日、「2007 中国の消費者に愛される商標」投票活動がスタートした。消費者は携帯電話のショートメッセージ、電話、インターネットなどを通じて、自分の好むブランドに投票できる。

国家工商行政管理総局商標局の侯麗葉副局長は始動式で、活動の主旨を述べた。同活動は、幅広い消費者の有名なブランドや商標に対する認知度を高め、ブランド側と消費者側とのインタラクティブな関係を築くことで、消費者のブランド意識を強め、市場経済秩序の改善を目指すねらいがある。

投票期間は約 2 カ月で、中国で登録された商標すべてが対象。特に自動車、衣料品、農製品、食品、飲料、家電、たばこ、化粧品など、住民生活と密接にかかわる製品が多い。登録商標約 1500 点から、投票で「中国の消費者に愛される商標」100 点が選ばれる。(新華網 2007 年 8 月 29 日)

##### ★★★2. 温家宝総理：知財保護は中国の発展に必要★★★

胡錦濤国家主席、温家宝総理は 8 月 27 日、それぞれ北京の人民大会堂でドイツのメルケル首相と会見した。温総理との会談では、食品の安全、気候変動、知的財産権保護などが話し合われた。

知財保護の問題について、温総理は「知財保護は中国が他国と協力を展開するためのみならず、中国自身が発展するためにも必要なこと」と強調。「中国政府はこれを強く重視しており、あらゆる効果的な措置を取って、知財権を法的に保護する」と述べた。メルケル首相は、「知財保護のために、中国は積極的に努力を払っている。すでに良好な法律の土台が築かれ、大きな効果を上げている」と表明。相互尊重を基礎に、知財分野における対中協力を引き続き深める意向を伝えた。(新華社 2007 年 8 月 28 日)

##### ★★★3. 呉副総理：医薬分野の知的財産権の保護強化を★★★

第 67 回年国際薬剤師・薬学連合(FIP)会議が 9 月 2 日、北京で開かれた。國務院の呉儀副総理は開会式のあいさつで、医薬分野における知的財産権の保護強化を表明した。

呉副総理は「現在、中国は医薬品の非臨床研究、臨床試験、生産、流通までを含む現代

的な医薬産業体系を持ち、すでに原料薬の生産・輸出大国、世界最大のワクチン生産国となっており、人類の予防保健に強力な土台を提供し、世界の医薬事業の発展促進に貢献している」と述べた。

呉副総理はさらに、国際的な薬学交流や協力について、▽世界の医薬品監督の効果的なアプローチを模索する▽国際医薬市場秩序の共同規範を打ち立てる▽医薬分野の知的財産権を保護する——などを提案した。(新華社 2007年9月6日)

#### ★★★4. 工商総局、「傍名牌」の特別取り締まりキャンペーンを展開★★★

有名ブランドとの混同や誤解を招くおそれのある類似商標・社名など、「傍名牌」と呼ばれる不正競争行為に対し、中国の各地方工商当局は12月末まで、特別取り締まり活動を展開する。国家工商行政総局がこのほど明らかにした。

国家工商行政総局の関係責任者によれば、同取り締まり活動は8月から12月まで、総局の指揮下で展開される。「傍名牌」とは、他者の有名な屋号、商標名などに類似した名称を自社名称などとして登録または使用し、市場の誤解や混同を招く行為。有名ブランド特有の名称、包装、装飾などの模倣や、企業秘密の侵害など、知財権侵害に当たる行為についても、同活動で合わせて取り締まる。各地の実情に合わせ、重点的取り締まりのターゲットを決定する。(北京青年報 2007年9月5日)

#### ★★★5. SIPO、特許交流ステーション73カ所設置★★★

国家知識産権局(SIPO)はこのほど、清華大学科学技術パークなど全国の事業者、第1期として計73カ所特許活動交流ステーションを設立した。ステーションには知財専門職員が定期的に派遣され、企業に知財関連問題を処理するための「訪問サービス」を提供する。9月3日に開かれた「全国企業・事業者知的財産権活動会議」で明らかにされた。

国家知識産権局協調管理司の馬維野司長によれば、ステーションは同局が企業内に設置する非常設組織であり、企業向けの知財サービスプラットフォームとして、審査官、特許代理人、特許専門弁護士などの知財専門家を計画的に送り込む。主な任務は企業の知財関連活動の浸透、国の知財戦略の制定と実施であり、企業の知財戦略策定を助け、企業の技術革新や知財マネジメント能力の向上を図る。

今回ステーションが設けられたのは清華大学科学技術パークのほか、中国キャリアロケット技術研究院、中国船舶工業集团公司、中国アルミ業公司、第一汽車集団など70余りの拠点で、いずれも技術革新活動が盛んな国内の中・大規模の企業または事業者である。ステーションの設置期間は2年。(新華網 2007年9月4日)

#### ★★★6. 商務部：海外における中国企業の知財権保護へ、制度整備へ★★★

福建省廈門市で10日開かれた「海外知的財産権保護フォーラム」で、商務部条約法律司の尚明司長は同部の「中国知的財産権海外権利保護メカニズム」構想を明らかにし、参加企業や仲介組織などを対象とするヒヤリングを行った。

尚司長によれば、商務部はすでにメカニズム構築に向けた準備・整備作業に入っており、今後は政府の主導により、企業や業界仲介組織、研究機関、海外に拠点を持つ企業などの参加を募る。海外進出を果たした中国企業のために、海外における知財保護・権利保護に向けたより強力なサポートや、よりトータルなサービスを提供する狙い。

企業の規模、性質に合わせ、多様なサポートを提供する。中小企業に対しては、海外における知的財産権の登録申請や権利保護をサポートし、権利保護の根拠を確保させる。自主的知的財産権を持つ大・中規模企業に対しては、海外における知財戦略の立案をサポート

トする。

このほか、商務部は多国間・二国間での協力を強化し、知財に関する国際ルールの制定や、二国間の対話・交流メカニズムの構築を積極的に進め、政府間の対話により、困難な海外での権利保護問題を解決する方針だ。(第一財經日報 2007年9月11日)

#### ★★★7. 中国、知的財産権訴訟に備えた資金備蓄を検討★★★

9月2日に行われた全国企業・事業機関知的財産権業務会議において、国家知識産権局の張勤副局長は、同局は今後企業を対象に知的財産権に関わる多方面のサポート業務を行なう計画を明らかにした。

その一つとして、国家知識産権局はこの先、企業の対外貿易における知的財産権紛糾の予備資金の構築について検討しているという。国内企業の訴訟リスク対応の手助けをし、対外的な知的財産権訴訟の圧力を軽減する。

張勤副局長はまた、「中国がWTOに加盟後、国内外からの知的財産権関連訴訟が増加している。これは中国側の知的所有権の意識に欠けること、知的所有権を運用する能力に欠けることが関係している。ただ、多国籍企業が知的所有権をかざして中国企業を押しさえ込もうとしている理由も考えられる」と述べている。

商務部の関連報告によると、近年の中国企業の対外知的財産権紛糾による損失額は691億ドルにおよび、1470億ドルの貿易機会を逃した。

国家知識産権局のデータによると、2006年末までに、米国は中国産の製品に対し58回の調査を行っている。2006年は13回におよび、調査総数の39.3%を占めている。中国は米国の「337条調査」を受けた最多国であり、当該調査の最大の被害国となっている。(普法網 2007年9月9日)

#### ★★★8. 発改委：植物新品種の保護めぐる費用、大幅引き下げ★★★

国家発展改革委員会、財政部は9月1日から、植物新品種の保護手続き料金基準の改定通知を出した。農業部と国家林業局もそれぞれ、料金基準の改定公告を出した。改定後は申請料が44.7%、審査料が45.7%、維持費用が年額80%と、それぞれ大幅に引き下げられる。また、テスト料も免除される。

国家林業局植物新品種保護事務室の周建仁処長によれば、中国では植物新品種の保護を受けるための料金が、特許権等の出願費用を上回り、花卉産業の先進国の一部も上回る。一方で、中国では植物新品種の市場価格が国外より低い。この結果、新品種保護の件数が低くなっている。

植物新品種の保護にかかる料金の大幅引き下げにより、栽培者の負担やコストを減らし、栽培者の市場展開にプラス効果をもたらす狙いがある。また、科学技術革新に対する国の奨励・支持姿勢を示すためでもある。(新浪網 2007年9月5日)

#### ★★★9. 国家工商総局、馳名商標197件を新認定★★★

国家工商総局商標局と商標評審委員会は年初以来、すでに197件のブランドを新たに「馳名商標」として認定した。うち商品商標は183件、サービスマークは14件。認定企業の所在地別の内訳は中国本土182件、香港1件、台湾2件、国外12件。(北京日報 2007年9月19日)

#### ★★★10. 国家知財局長、IIPPFの代表団一行と会見★★★

国家知識産権局の田力普局長は9月17日、国際知的財産保護フォーラム(International

Intellectual Property Protection Forum、IIPPF)の宗国旨英座長を代表とする日本の知的財産権官民合同訪中代表団(ハイレベルミッション)の一行と会見し、知財分野をめぐる交流や協力について意見交換した。双方は技術説明会の開催や特許出願手続き、意匠権の商品、「中国専利法(特許法)」の第3次改正などについて、率直に、かつ踏み込んで話し合った。

IIPPFは2002年4月、日本国内の78団体、92社の参加で発足した。日本経済産業省の支持を受け、模倣品など対策を目的に、各業界にまたがる横断的な官民一体の活動を展開。発足からの5年間、中国を含む各国の政府と、積極的かつ広範な協力活動を行っている。(国家知識産権局 2007年9月18日)

#### ★★★11. 中小企業の発展支援 知財保護の体制も整備へ★★★

国家発展改革委員会、財政部、商務部、工商行政管理総局の5つの部・委員会(省庁に相当)は近く、中小企業の発展や知的財産権の保護体制整備に向け、関連政策を打ち出す方針だ。このほど開かれた第4回中国国際中小企業博覧会で明らかにされた。

国家発展改革委の欧新黔副主任によれば、中国は今後、市場メカニズムの役割を十分に発揮しつつ、「中小企業促進法」の徹底をはかり、政府による支援、指導、サービスを強化に向け、次の4方向から中小企業支援を進める。(1)中小企業の市場参入許可を緩和かつ規範化し、起業のための環境を改善する。(2)金融サービスを改善し、中小企業への直接融資の道を広げる。(3)技術革新や人材開発を強化し、知財保護メカニズムを改善し、中小企業の起業やイノベーションへの積極性を促す。(4)中小企業向けの社会サービスシステムを整備し、中小企業の持続的かつ健康的な発展を導く。(国家知識産権局 2007年9月17日)

#### ○地方政府の動き

##### ★★★1. 「馳名商標」の認定、安徽の裁判所が初の取り消し命令★★★

安徽省宣城市中級人民法院(裁判所)は広東省汕頭(スワトウ)市の康王精細化工実業有限公司の商標「康王(kanwan)」をめぐる虚偽馳名商標問題について、同社に先立って「馳名商標」の認定を受けていた3ブランドの認定を取り消す判決を下した。司法機関の判断で「馳名商標」認定が取り消される初のケースとなる。

最高人民法院(最高裁)知的財産権法廷の蔣志培裁判長は取材に対し、一部企業が司法機関を通じた「馳名商標」認定をねらって、虚偽の事件をねつ造する問題があることも指摘した。最高人民法院は、「馳名商標」の認定をめぐる問題を今年の重要課題と位置づけ、条件が整い次第、関連の司法解釈を発表する方針だ。このほか、認定基準の統一化を図るため、最高人民法院は06年11月に「馳名商標登録制度」を設け、各中級裁判所の認定した「馳名商標」について、発効に先立って所在省(自治区・直轄市)の高等法院での審査確認、最高法院での登録手続きを行うよう義務づけた。虚偽案件による「馳名商標」の認定獲得が発覚した場合、最高法院が事実関係を確認した上で、審判や監督などの措置を取り、場合によっては当初判決での「馳名商標」の認定を取り消す。同政策の実施から半年、すでに山東などの一部の省の高等法院は、一部中級法院による「馳名商標」の認定を却下している。(中国工商報 2007年8月14日)

##### ★★★2. 知財侵害摘発案件が3倍増 深セン税関★★★

広東省の深セン税関は07年上半年期、知的財産権関連の案件213件(前年同期比112%増)を摘発した。被害総額は1500万元を超え、昨年の年間総額に迫っている。このうち、

中国国内で独自に生まれた知的財産権に対する侵害案件の摘発は、3倍増となった。

今年に入り、深セン税関は国内で誕生した知的財産権の保護を強化しており、企業の権利保護意識の向上に努める一方、国内企業に税関への知的財産権保護登録の申請を呼びかけている。また、税関担当官の知財権知識を強化し、摘発能力を高めている。(法制網 2007年9月6日)

### ★★★3. 広東の知財・警察当局、知財をめぐる詐欺案件で初の合同調査★★★

広東省の知識産権局法制処と公安庁はこのほど、知的財産権をめぐる詐欺案件で合同調査を行った。

同詐欺案件には、西南財政経済大学のベテラン教授の所有する知的財産権が関わっている。国家知識産権局と公安部（警察）は今年、合同で「特許表彰等を口実とする詐欺違法犯罪活動の嚴重取り締まりに関する通知」を出し、特許等をめぐる詐欺を行政・刑事連携取り締まり活動の重点としている。

昨年末、行政当局の法執行活動と公安当局の司法活動の効果的連携に向け、情報交換・協力連携メカニズムが整備され、広東省でも知財局と公安庁の法執行連絡室が設けられた。

今回の案件は、法執行連絡室の発足後に摘発された、最初の特許関連犯罪案件。双方は調査を通じ、連絡室の活動は今後より難度が増し、長いプロセスが必要になるとの認識で一致した。今後は、良好かつ密接な協力関係を保ち、相互連携により、知財をめぐる違法行為や犯罪を取り締まることで合意した。(国家知識産権網 2007年9月3日)

### ★★★4. 北京 国際著作権交易センターが成立★★★

著作権の取引をめぐる産業チェーンを構築するため、北京国際著作権交易センターが9月13日に成立した。同センターの責任者劉鈞氏によると、3年以内に1億元以上の収入を見込む。

劉氏によると、同センターは、文化・クリエイティブ産業の規範化と市場化を模索し、著作権ビジネス、著作権投資、著作権取引、著作権展示の4方面から業務を展開し、著作権所有者、専門サービス業者、著作権購買者、著作権投資者の間に整った産業チェーンを形成させていく。

これに関連して北京市知識産権局と朝陽区人民政府は、共同で北京市知的所有権推進センターを設立し、同センターの業務を北京国際著作権交易センターに委託した。

今後、著作権所有者と使用者は「中国国際著作権交易センター網」([www.cnictc.com](http://www.cnictc.com))に登録すれば、ネット上で登記、評価、鑑定、普及、商談、育成、コンサルティング、投資・融資等を含むサービスが受けられる。(新京報 2007年9月12日)

### ★★★5. 広東省の知財訴訟、受理件数は3年連続で全国最多★★★

このほど開かれた「広東裁判所知的財産権審判作業会議」で明らかになった。広東省の裁判所で受理された知的財産権関連の訴訟案件は、3年連続で全国最多となり、5年連続で上位を保っている。

2002年から2006年の間、広東省各地の裁判所で受理された知財関連案件(一審)は9919件(2001年までの5年に比べ336.77%増)、結審件数は9429件(同351.36%増)に上った。国内全体に占める割合は受理件数が18.26%、結審件数17.98%。

9月5日現在、広東省内の各裁判所から「広東省知識産権司法保護ネット」や「中国知的財産権裁判文書ネット」へアップロードされた発効済み裁判文書は3011件で、全国1位。(羊城晚報 2007年9月19日)

#### ★★★6. 特許等の出願に資金援助制度 天津市が制定へ★★★

天津市は近く、特許などの出願を行う事業者や個人への資金援助を盛り込んだ「2007年天津市特許申請資金援助方法」を公布する見通しだ。天津市知識産権局が明らかにした。

援助額は事業の性質などによって異なる。団体や個人に対する支援は次の通り。(1) 職務上の発明：国内での特許出願は1件あたり500元、実用新案は300元。(2) 職務上以外の発明：国内での実用新案出願は1件あたり150元。(3) 国外への出願は1件あたり5000元。

同一団体が年度内に受けられる支援額は最高で20万元まで。個人の場合は最高3000元。(国外への申請は上限なし)。(人民網 2007年9月19日)

#### ○司法関連の動き

##### ★★★1. マイクロソフト、海賊版の使用で青島の企業を起訴★★★

米ソフトウェア企業のマイクロソフト、PTC、オートデスクはこのほど、青島市の会社が経費節減を目的に基本ソフト(OS)「Windows」などの海賊版を使用し、著作権を侵害したとして青島市中級法院に提訴した。原告側は、経済的損失の賠償と謝罪を求めている。案件はすでに立件され、審査段階に入った。

海賊版ソフトウェアの使用者が著作権侵害で訴えられたのは、同市では初めて。青島市新聞出版局の調査チーム責任者・孫氏によれば、海賊版ソフトウェアの使用が発覚した企業・個人は、規定の期限内に正規版ソフトの使用に切り替えなければ、法により処罰を受けることになる。(半島網 2007年9月8日)

##### ★★★2. 裁判所、司法による知財保護を保護強化へ★★★

最高人民法院の曹建明副院長は9月18日に開かれた「全国裁判所知的財産権審判作業座談会」で、司法による知的財産権の保護を国内各裁判所で強化していく考えを示した。全面賠償の原則をさらに徹底し、権利保護のコストを抑えるとともに、権利侵害に対する代価を増やし、「やり得」を防ぐ。

曹副院長は「法律、法規、司法解釈の規定を厳しく守り、権利者の損失は全面的に保証し、合理的な権利保護コストで完全保証が得られるようにする」と述べた。過去5年間、人民法院(裁判所)は知財侵害に対する全面賠償の原則の徹底に努め、法により賠償を強化した結果、判決で命じられる賠償額は絶えず高まっている。また、一部判決では、法定賠償額の上限額の賠償が命じられた。

2006年の全国人民代表大会(全人代)常務委員会の「専利法執行検査報告」は、権利者の合法的権利・利益の保護に役立つ賠償制度の構築を、明確に求めている。

曹副院長はこれについて、権利者の証拠提示責任を軽減する必要がある一方、故意の権利侵害や偽造、海賊版などの重大な侵害行為については、民事的責任を追及するだけでなく、具体的な状況によっては民事制裁も行い、侵害者に処罰を受けさせる必要があるとしている。(国家知識産権局 2007年9月20日)

#### ○統計関連

##### ★★★1. 中国のIT分野の特許出願急増 年23.67%増★★★

情報技術分野の特許・実用新案・意匠(専利)の出願に関する第9回情勢報告会が8月27日、上海で行なわれた。情報産業部は発表会で、「2007年情報技術分野専利情勢分析報告」を発表、情報技術分野の特許出願状況、集積回路の設計、ソフトウェア著作権登

録などに関するデータの統計、分析結果を明らかにした。また、情報産業分野における近年の発展状況を詳しく説明した。「報告」によれば、2000年以降、情報技術分野の出願件数は急増傾向にあり、年間増加率は平均23.67%で、国内出願件数の18.11%増を上回った。情報技術分野の出願件数のうち、特許と実用新案が全体の32.24%を占め、両者のうち特許が42%を超えた。(国家知識産権網 2007年8月30日)

#### ★★★2. 情報産業部、IT分野の07年特許情勢分析を発表★★★

情報産業部関連部門はこのほど、情報産業分野の2007年特許レポートの中で、中国IT企業の特許等出願状況に関する最新番付を発表した。上位3社は華為、ハイアール、中興通迅。

同番付は、情報産業部電子知的財産権コンサルタントサービスセンターが発行する「2007年情報技術分野特許情勢分析レポート」に掲載され、06年から07年にかけての情報産業100強の特許等の出願状況が詳しく解説されている。

07年100強の上位20社を見ると、全体として研究開発が強化されていることから、特許出願ランキングは昨年とほぼ同じだった。一部企業は研究投資の絶対数が減少しており、技術革新や競争力向上に影響を来している。

上位のうち、華為は特許・実用新案・意匠の出願件数が計1万2728件、うち特許が1万1503件で、いずれもトップだった。2位のハイアールは、特許のみを見れば4位。3位の中興通迅は特許のみの番付では2位だった。(北方網 2007年9月6日)

#### ★★★3. 質検総局、07年のブランドリスト発表 該当856製品★★★

国家質量監督検閲検疫総局の委託により、中国ブランド戦略推進委員会は2007年、計162類の製品を対象に、ブランド製品評価を行った。

「中国ブランド製品管理方法」の規定する手続きにより、企業の自己推薦、または省・自治区・直轄市の審査推薦を受けた企業を対象に、中国ブランド戦略推進委員会の各専門委員会が総合評価を行う。続いて、全体委員会の審議により仮リストを確定し、一般公示した後、最終的に856製品が2007年度の「中国ブランド製品」に確定した。(新華網 2007年9月13日)

#### ★★★4. 中国の情報技術特許、年平均23.67%増へ★★★

中国電子情報産業は06年、業界全体としては引き続き安定的な発展を続け、産業規模が引き続き拡大している。2006年通年の総売上高は4兆7500億元で、前年を23.7%上回った。ソフトウェア分野の売上高は4800億元で、同22.9%増。

産業規模が拡大すると同時に、技術革新もより活発化している。特許や実用新案の出願件数のうち、情報技術関連は32%を超える。うち特許分野における情報技術関連の件数比率は42%超。情報技術関連の特許・実用新案・意匠の出願件数の伸びは前年比23.67%に達し、急成長が続いている。

情報産業分野の知財件数の伸びは、同分野における近年の活発な技術革新や技術力向上を反映しており、情報産業の技術革新や構造転換、健全な発展を促す知財関連制度の役割はますます重要になっている。(商務部 2007年9月20日)

#### ○その他知財関連

##### ★★★1. 中国の展示会組織、国外コンベンション会社とIP保護協定★★★

中国国内の展示会組織24団体と欧州最大のコンベンション会社である独ケルンメッセ

社はこのほど、北京で「知的財産権の協力保護にかかる覚書」を締結した。双方は知財問題をめぐる意思疎通や交流を強化し、公平な競争を奨励し、展示会における知財侵害行為に反対していくことで合意した。中国の展示会組織が集団で、国外コンベンション会社と知財保護協定を結んだのは、今回が初めて。

ケルンメッセ社は世界第4位の大手コンベンション会社であり、世界中に多数の出展企業・参加者の顧客を持つ。同社運営の展示会には、中国からも毎年3500社以上の出展企業、6000人以上の見学者が訪れており、中国はすでに同社にとって、欧州連合（EU）に次ぐ重要な市場となっている。（知識産権報 2007年8月29日）

#### ★★★2. 世界の知財界で影響力ある50人、呉副総理ら選ばれる★★★

英誌「Managing Intellectual Property」はこのほど、「世界の知的財産権界で最も影響力のある50人」番付を発表した。中国からは前回に引き続き、呉儀・国務院副総理と田力普・国家知識産権局局長がランクインした。他国からはフランスのサルコジ大統領、日本特許庁の中嶋誠長官、韓国知的財産権局の全湘雨局長などが選ばれた。（国家知識産権網 2007年8月29日）

#### ★★★3. 中国税関の知財保護成果、世界税関機関が表彰★★★

税関総署は4日、中国税関がこのほど世界税関機関（WCO）の「WCO2007年偽造品・海賊版撲滅貢献賞」を獲得したと明らかにした。WCOのダネ事務局長が中国税関代表団に賞を授与し、知財侵害対策における中国税関の成果を称えた。

中国税関の知財保護の効果は鮮明に現れつつある。2007年8月現在、すでに5332社が税関総署に知財保護登録の申請を行い、すでに1万1352項目の登録が完了している。07年第1四半期、知財侵害に当たる不法輸出入品の摘発は全国で8400件を超え、被害総額は10億元を突破した。2000年以降、税関で摘発された案件は年間約30%のペースで増えている。（新華社 2007年9月05日）

#### ★★★4. 中国欧州連合商工会議所、知財問題への注目訴え提案書★★★

中国欧州連合商工会議所（The European Union Chamber of Commerce in China）は9月11日、「EU企業の中国における提案書」2007年度版を発表した。注目の焦点として、知的財産権保護などの問題が挙げられている。中国の世界貿易機関（WTO）加盟後の5年にわたる過渡期後、同所が発表する初の提案書となる。

提案書は、中国の立法プロセスにおいて、より広範な意見募集が行われるようになったと指摘する。例えば、「労働契約法」、「物権法」、「独占禁止法」の制定や、改正作業中の「専利法（特許法）」や「エネルギー法」は、いずれも立法プロセスの透明性が向上しているとしている。「専利法」の第3次改正案の起草プロセスでは、同所も意見や提案を行い、国家知識産権局とも討論した。提案書はこのほか、中国が50カ所余りの知的財産権苦情通報センターを設けたことも評価している。一方で、EUの税関で摘発された偽造品・模倣品の80%以上が中国からの貨物であると指摘、中国により強力な措置を求めた。

提案書は同所のワーキンググループが共同で執筆、中国政府の監督機関、欧州委員会、EU加盟国政府、中国・欧州の商業組織や企業に配布される。（国家知識産権網 2007年9月13日）

#### ★★★5. 中韓提携の著作権貿易保護提携システムがスタート★★★

中国国家版權（著作権）局と韓国文化観光部の主催のもと、中国版權保護センターと韓

国著作権委員会が共同開催する第3回中韓著作権シンポジウムで18日、「中韓両国の著作権の貿易・保護提携システムの構築を推進する」提議書が出された。中韓両国の著作権に関わる機関および企業の提携・交流を推し進め、著作権産業の中核となる分野（図書、音楽、映画、ドラマ、アニメ、ネットゲーム等）での提携促進を目的としている。

中国著作権保護センターと韓国著作権委員会は2006年4月6日に業務提携の覚書に調印済みで、両機関共同での著作権の登録、情報確認、流通状況の調査等の業務がここからスタートを切った。関連業務はすでに始まっており、初期の効果が見え始めている。（人民網 2007年9月19日）

=====  
中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京センター知的財産権部

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 7003 郵編 100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : [post@jetro-pkip.org](mailto:post@jetro-pkip.org)

発行人 : JETRO 北京センター知的財産権部 部長 谷山 稔男

=====  
※本メールマガジンの新規配信・アドレス変更・停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3590>

=====  
Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved